

令和 7 年 1 0 月 2 日
北 海 道 開 発 局

指名停止措置を行いました

～契約違反～

北海道開発局は、株式会社橋本川島コーポレーションが、施工中の工事において工事関係者事故が発生したにもかかわらず、監督職員への報告を怠っていたことから、指名停止 1 か月の措置を行いました。

株式会社橋本川島コーポレーションは、旭川開発建設部発注の「愛別地区 愛別 3 7 農区外区画整理工事」において、一次下請の作業員が熱中症により病院へ搬送される事故の発生を把握していたにもかかわらず、農業土木工事仕様書に定められた監督職員への報告を怠っていたことから、指名停止を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社橋本川島コーポレーション	旭川市旭町 2 条 7 - 1 2 - 9 0

2. 指名停止措置期間：令和 7 年 1 0 月 2 日～令和 7 年 1 1 月 1 日（1 か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第 1 第 4 号

措 置 要 件	期 間
（契約違反） 4 第 2 号に掲げる場合のほか、当局発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 ヶ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 中本 敦浩（内線 5490）

事業振興部 工事管理課 課 長 補 佐 鈴木 千成（内線 5482）

事業振興部 工事管理課 上 席 専 門 官 水野 史朗（内線 5499）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

